

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○飲酒運転根絶重点区域の指定	（総合交通対策課）	一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（農林水産経営支援課） （食産業振興課） （森林整備課） （事業管理課） （都市計画課）	一 二 二 二 三
○保健林の指定の解除	（同）	三
○建設業許可の取消し	（同）	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（同）	三
○土地区画整理事業の換地処分届出	（同）	三
○政治団体の届出	（同）	三
○政治団体の届出事項の異動届	（同）	三
○政治団体の解散届	（同）	三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）	（同）	四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）	（同）	四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）	（同）	四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分）	（同）	五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十五年分）	（同）	五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）	（同）	五
○資金管理団体の指定取消しの届出	（同）	六
○宮城県公報平成二十五年号外第五九号中	（同）	六

ページ

告 示

○宮城県告示第三百三十二号
宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十六号）第十五条第一項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

飲酒運転根絶重点区域	指 定 日	指 定 期 間
仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
仙台市宮城野区榴岡一丁目、二丁目及び四丁目	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
仙台市太白区長町三丁目、五丁目及び七丁目	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
仙台市泉区泉中央一丁目	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
塩竈市尾島町	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
登米市迫町佐沼字中江一丁目から五丁目まで	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
大崎市古川北町一丁目、台町及び東町	平成二十六年二月十七日	平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十三号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年二月二十一日から施行する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第四百四条第二号に掲げる漁業の表中

石巻市区域 （牡鹿漁業協同組合の 地区）	1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとるこ

とを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
4. 小型定置漁業
5. 大型定置漁業

石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の 地区)
1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさをとることを目的とする漁業
4. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
6. 小型定置漁業
7. 大型定置漁業

改める。
○宮城県告示第百三十四号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十六年二月二十一日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号	品 目	申請者の氏 名	製造業者の 名称	製造所等の 所在地
二 百 十 一	しそ巻き (みそ)	株式会社はなやか 代表取締役 伊藤恵 子	株式会社はなやか (菜園レストラン の風)	遠田郡美里町練牛字十四号二 十番地

二 認証年月日

を

に

平成二十六年二月十三日
○宮城県告示第百三十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市野蒜字下沼五の三、二二二の二九、二二二の六三（次の図に示す部分に限る。）、二二二の六五、二二二の八三、二二二の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十六年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年一月二十八日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日
田中屋水道工務 店 梶原 理	気仙沼市唐桑町宿浦十 一、一二	般一二十一 百二十七千二 百二十九号	全部廃業 一般建設業 水道施設工事業	平成二十六年 一月六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百三十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十六年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻市南境土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市南境土地区画整理組合

三 事務所の所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

四 換地処分の年月日

平成二十六年一月二十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

みんなの党宮城県気仙沼市議会第1支部 菊田 篤 菊田 早苗 気仙沼市最知北最知二〇五―五 平成二十六年一月十六日

(2) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日

結いの党宮城県第1区支部 林 宙紀 豊後 早知 仙台市青葉区上杉一―三―二二 衆議院議員 平成二十六年一月十日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

さくたあつし後援会 齋藤 正弘 菊田 早苗 気仙沼市最知北最知二〇五―五 平成二十六年一月十六日

てしがわら正樹と夢のある「あすの柴田」をつくる会 鈴木 昇一 勅使瓦城基 柴田郡柴田町西船迫二―二―四 平成二十六年一月二十二日

松田政治後援会 千葉 啓 松田けい子 遠田郡美里町福ヶ袋字辻屋敷六五―一―一 平成二十六年一月七日

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党女川町支部 主たる事務所の所在地 二―一―〇―一―五 牡鹿郡女川町旭が丘 牡鹿郡女川町宮ヶ崎 平成二十六年一月九日

代表者 高橋 孝信 佐藤 長六
 会計責任者 石森 洋悦 鈴木 敬幸
 民主党宮城県第5区総支部の氏名 内海 徳治 安住 吉彦
 平成二十六年一月二十一日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

秋葉けんや後援会 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 平成二十六年一月二十一日
 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員

石川光次郎後援会 政治団体の名称 石川光次郎後援会 石川みつじろう後援会 平成二十六年一月二十三日

伊藤ゆうこ後援会 会計責任者の氏名 伊藤 栄造 佐藤 裕子 平成二十六年一月三十日

猪股洋文後援会 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字矢越二七七一三 加美郡加美町町裏二一六一三 平成二十六年一月三十日

桜井充後援会 会計責任者の氏名 針生 庸一 三浦 徳雄 平成二十六年一月八日

鈴木勝雄後援会 代表者の氏名 櫻井 道雄 工藤 巖 平成二十六年一月十日

光政策研究会 会計責任者の氏名 島山 耕 松山 正平 平成二十六年一月二十三日

宮城県商工政治連盟一迫花山支部 代表者の氏名 齋藤 昭芳 佐藤 倫治 平成二十六年一月一日

宮城県商工政治連盟大崎支部 会計責任者の氏名 齋藤 行男 遠藤 俊輔

宮城県商工政治連盟大崎支部 会計責任者の氏名 門間 忠良 手代木 悟 平成二十六年一月八日

渡辺よしお後援会 会計責任者の氏名 稲妻 敏行 渡辺美貴子 平成二十五年十月七日

○宮選管告示第十三号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

自由民主党遊技業支部 那須 幸吉 平成二十六年一月二十日

みんなの党宮城県第1区支部 林 宙紀 平成二十五年十二月三十一日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

赤間まこと後援会 佐藤 成之 平成二十五年十二月十五日

佐藤たかのり後援会 齋藤 誠喜 平成二十五年十二月二十六日

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十一日 宮城県選挙管理委員会

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

佐藤たかのり後援会

報告年月日 26. 1. 17 (25. 12. 26解散)

1 収入総額 4,800

前年繰越額 4,800

2 支出総額 0

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 塚 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

佐藤たかのり後援会

報告年月日 26. 1. 17 (25. 12. 26解散)

1 収入総額

4,800

前年繰越額

4,800

2 支出総額

0

○宮選挙告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

佐藤たかのり後援会

報告年月日 26. 1. 17 (25. 12. 26解散)

1 収入総額

4,800

前年繰越額

4,800

2 支出総額

0

○宮選挙告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

赤間まこと後援会

報告年月日 26. 1. 6 (25. 12. 15解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

佐藤たかのり後援会

報告年月日 26. 1. 17 (25. 12. 26解散)

1 収入総額

4,800

前年繰越額

4,800

2 支出総額

0

○宮選挙告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(政党の支部)

自由民主党遊技業支部

報告年月日 26. 1. 20 (26. 1. 20解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

みんなの党宮城県第1区支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 林 宙紀

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 26. 1. 9 (25. 12. 31解散)

1 収入総額

11,500,000

前年繰越額

2,500,000

本年収入額

9,000,000

2 支出総額

11,500,000

3 本年収入の内訳
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 9,000,000
 みんなの党本部 9,000,000

4 支出の内訳
 経常経費 6,539,124
 人件費 2,838,040
 光熱水費 21,782
 備品・消耗品費 1,046,398
 事務所費 2,632,904
 政治活動費 4,960,876
 組織活動費 670,005
 機関紙誌の発行その他の事業費 757,881
 宣伝事業費 757,881
 調査研究費 1,032,990
 寄附・交付金 2,500,000

(その他の政治団体)
 赤間まこと後援会
 報告年月日 26. 1. 6 (25. 12. 15解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0

佐藤たかのり後援会
 報告年月日 26. 1. 17 (25. 12. 26解散)
 1 収入総額 4,800
 前年繰越額 4,800
 2 支出総額 4,800
 3 支出の内訳
 政治活動費 4,800
 組織活動費 4,800

○宮城県告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと

おり公表する。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

自由民主党遊技業支部

報告年月日 26. 1. 20 (26. 1. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十六年二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
鎌田さゆり	衆議院議員	白ゆり会	登米市迫町佐沼字末広二	鎌田さゆり	平成二十六年二月二十日

正 誤

○宮城県公報平成二五年号外第五九号（平成二十五年十二月二十七日付）中

ページ 段 行 正 誤

一 上 一三 「様式第五号（その一）」 「様式第五号（その一）」